

令和7年12月24日

第12回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第12回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和7年12月24日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後3時53分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 幹 野 崎 浩 次				
					主 任 福 地 英 昌				

開会 午後 2時00分

○次長（前島勝己君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和7年第12回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○次長（前島勝己君） 野崎局長ですが、本日、議会对応ということで欠席でございます。ご了承ください。

それでは、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本年もあとちょっとで、令和7年が終わっちゃいますね、結構、早いものです。

それでは、これより令和7年第12回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

本日は年末という大変公私ともお忙しい中、当総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先日、今年の世相をいつも気にしているんですけども、熊という大きな字が発表され、日本国中大きな話題になったんでありますけれども、当加須地域におかれましては、これは私の私見ですけども、米という字が今年は大きく輝いて、また正月から今年の暮れまで、米・米・米、全て米という形で世の中を騒がしているかなというふうに感じております。

そういう中におきまして、今、代理のほうから申し上げたとおり、あと1週間で今年も終わります。来年はすばらしい午年でありますようご期待するところであります。また、本日も慎重審議をお願いしまして、令和7年の最後の農業委員会総会を慎重審議で皆様方のご協力の下、進めればというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ですけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○次長（前島勝己君） 本日の総会でございますが、委員総数15名のうち、全員の方参加されておりますので、本日の総会は成立していることをご報告申し上げます。



○次長（前島勝己君） それでは、ここで訂正のご連絡ありますので、お願ひしたいと思ひます。

まず、議案書4ページご覧になっていただきたいと思ひます。

議案書4ページの4条の1番、水深地区の案件でございます。真ん中にあります土地の所在地欄、一番上に記載されております の地番と、それから地目、面積の削除をお願ひしたいと思ひます。

こちらの削除に伴いまして、一番下の面積の合計が699となっておりますが、こちらを412に訂正お願ひいたします。さらに、位置図と平面図も削除になりますが、位置図8ページご覧になっていただきたいと思ひます。 左下にありますので、こちらが削除となります。

それから平面図につきましては、平面図4-1の最初のページが削除となります。訂正の理由としましては、 の土地に、市の水路が設置されていることが判明しまして、これをどうするのか、調整に時間がかかるということで、今回はこの を除くという申請者の判断になりました。

もう一点ございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書9ページ、5条の13番、原道地区でございます。5条の13番、原道地区。こちらは、土地の所在地欄の一番上に記載されておりますと地目、面積の削除をお願いします。

こちらの削除に伴いまして、その下の合計欄が、計1,795になっていますが、こちらが1,424、それから、のうち921になっておりますが、こちらが550にそれぞれ訂正をお願いします。

これに伴いまして、位置図が削除になります。位置図21ページの中央、やや右下のちょっと小さい三角形の土地で、と書かれていますが、まず、これが削除になりまして、それから、配置図のほうは、平面図5-13を見ていただきますと、右下のほうに、小さい区画で5台大型車が配置、駐車されるところがありますが、この区画が削除になります。

こちらの訂正の理由としましては、広い土地の駐車場、この左側に一時転用するのですが、その駐車場だけで足りるというような判断を申請後にされましたので、申請者の判断で計画の変更をしたいと申入れがありまして、こちらの小さい区画をなくすというようなお話でございます。

訂正については以上でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小川会長に議長をお願いします。お願いいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

11番、関 弘 明 委員及び

12番、松 本 昇 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、3件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書3ページ、6番、高柳地区及び「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書7ページ、6番、三俣地区、8番、田ヶ谷地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案から省かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、使用貸借権により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を所有しており、効率的に耕作できるため、譲渡人は、農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月14日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲渡人、
さんに現地対応をしていただきました。案件の土地は、譲受人の
さんの自宅の前にあり、また、
さんが耕作している土地が隣にありますので、効率的
に管理できる状態でした。譲渡人の
さんはこの先、農地の維持管理が難しいというこ

とから、 さんに耕作をお願いしたいとのことでした。

現地は、きれいに耕運し、管理されており、案件の土地を有効利用できると思われました。これらのことから、本件申請は状況を確認し、許可基準を満たしていると思われまので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、隣接地を所有しており、経営規模拡大を図るため、譲渡人は遠方に居住しており、耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月15日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。 さんによりますと、譲受人の さんは譲渡人 さんの土地を購入し、野菜を作りたいとのこと。位置図を見てもらいますと、案件の土地の右側に当たる土地を今年10月に さんが購入しております。今回は、10月に購入した土地の隣にある飛び地になっている2筆です。譲渡人の さんは に住んでおり、管理ができないことから、事務局に耕作、または売

却依頼をされていた土地です。案件の土地を購入していただいたことで、耕作放棄地を未然に防ぎ、有効利用できると思います。

このようなことから、本件については現地調査で状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。
どうぞ。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

12月14日に儘田推進委員さんと現地を確認してまいりました。現地は、
に隣接した耕地整理のしてあるしっかりした農地で、刈り入れも終わっております土地でございました。

まず、本案件につきましては、半年前から事務局のほうにご相談がありまして、所有者がと
に住んでいる
でございまして、ご本人の所在地はバイパスの南の
地区、市街化区域の中にあるところをご実家でありまして、相続によって共有持分2分の1ずつと

ということで、相続したのはよかったんですけども、いかんせん遠方のため耕作等もできませんでした。

そこで、やはり にございます に耕作等を依頼しておりましたけれども、不幸にも さんが亡くなってしまったものですから、 さんから返還されてどうしようというふうにしたというので、相談を受けていました。

6か月前から、近隣の農家の方、それと隣接する農地の所有者及び 、 さん等々に交渉をしておりましたけれども、一般の個人の方は、もうこれ以上増やしたくないということで、難しいということで、認定農業者の さんと さんに相談したところ、お金の売買はちょっと厳しいから、贈与だったら検討してもいいということで、 さんから返答を受けましたものですから、その旨を所有者に伝えましたら、いかんせん早く手放したいということが最優先でございましたので、それで交渉がまとまったという次第でございます。

何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、3番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大を図るため、譲渡人は、規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思っております。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

12月15日に、推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは本申請の代理人であり、譲受人である の取締役である さんに対応していただきました。

今回の申請ですが、403平方メートルの田んぼの売買となっておりますが、今回の申請地の周辺農地約1万5,400平方メートルは今回の譲受人である が所有しております。これは、今年5月の総会議案に上程され、許可となったものです。

今回の申請地も5月に一緒に申請する予定でしたけれども、相続登記が済んでいなかったため、申請できなかったということで、今回、相続登記が完了したことから、追加という形で申請になったところでございます。

現地の状況ですが、ここ数年は作付はされておらずで、草が生えているような状況ですが、草刈りはされておりました。5月の総会の際にも説明しましたが、この周辺は一部の農地を除き耕作放棄地状態でありました、本申請が許可となった場合、この申請地を含み約1万6,000平方メートル弱の農地を今回の譲受人である が取得し、耕作していくことになります。

そこで、今回の3条申請の許可の件ですが、要件の一つに所有または借りている全ての農地を効率的に耕作することが定められております。いわゆる全部耕作というやつですが、そういう意味で、5月の総会で許可となった約1万5,400平米の農地もちろん対象になるんですけども、その農地の現状は、一部の農地を除き耕作をされていない状況で草刈りの管理だけをしているような状況であります。

こうした状況ですが、今回の案件をどうするかということになりますけれども、5月の3条申請の許可が5月の末であること。そして、約1万5,400平米の全ての農地の所有権移転登記が完了したのはそれ以降であり、さらに今まで耕作放棄地状態であったため、水稻が作付できる状態にするまでは相当の期間と準備が必要なこと。そして、来年から水稻を作付していくべくこれから作業を開始予定であると言っていることから、全て耕作要件については許容できる範囲だと考えております。

5月の申請時にも確認したのですが、通作距離に関係するのですが、 は住所がということで、 から加須市までの農機具の運搬等はどうするのかということを確認したところ、運搬する車両を保有していないため、レンタルで車両を借りて運搬するとのこと

でした。

今後、加須市内で耕作規模が拡大できましたら、農業用倉庫を建築し、農機具を保管していききたいとこのことで、前回の回答と同じでした。

また、今後の農業経営の意向について確認したところ、今回の約1万6,000平方メートルの農地を手始めとして、さらに水深の油井ヶ島地区の農地を取得すべく現在地主さんと交渉中でありということで、今後、さらに経営規模を拡大していきたいという考えだそうです。

そういった意味でも、今回の申請地を含んだ、約1万6,000平方メートルの農地をしっかりと耕作し、よいモデルケースとしていきたいというような意気込みを語っておいりました。

現地の状況と聞き取り結果については以上でございます。

本件の3条申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

なお、5月の総会するときにもお話をしたんですけれども、今後、今回の譲受人がしっかりと耕作を継続していくようであれば、耕作者の高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地の解消の一翼を担っていただくものと期待するところであり、今後、今回の申請地を注意深く確認していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

この会社は設立してどのくらいたつんですかね。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

ただいまのご質問なんですけど、申請書類の添付書に会社名鑑がついておまして、会社設立年月日につきましては、令和4年 月 日となっております。

○5番（嶋村 浄君） 地元の ではないのかな。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

こちら、前回のときもそうだったんですけれども、今回におきましても、の農業委員会事務局のほうにも確認しておまして、の営農状況を確認したところ、大規模で

やられているんですが、大部分は水稻で、一部営農型太陽光をやられているということで、基本的には水稻のほうをしっかりとしているということで確認取れています。

○次長（前島勝己君） 私のほうからも。

今回は、市の農業委員会に確認を行っております。5月のときは私が自ら確認はしております。この法人については、不許可になる法人とはまたちょっと違いますので、しっかりと耕作する法人であることは確認しております。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の鴻莖地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、住所地にはの関係で居住することができず、申請地は現在の居住地に隣接していることから、効率的に農業経営を行うことができるため、譲渡人は、実際は隣接地域に居住する譲受人が耕作した方が効率がよいため申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

12月16日に、推進委員の泉津井さんと現地で譲受人の代理のさんと、不動産屋さん譲渡人のさんからお話を聞いてまいりました。

それによりますと、この土地は、今年4月に農地改良を行ったところで、以前は道路エリアの土地が低いため、田んぼに水がたまってまたヨシが生えそろっていました。今では、き

れいに整地されていきました。

今回、この土地は、　　さん、　　の住所になっていますけれども、現在、　　さんはこの地図の下側のところに、元建設会社の屋敷と建物を購入しまして、今、そこに住んでおります。以前は、今、耕作は1人となっていますけれども、以前は2人で、　　1人になったそうです。今回、耕作放棄地の解消ということで、　　さんに聞いたところ、近所の方も喜んでいるそうです。

現在、ここに住んでいる　　さんとは何か　　で　　をやっている関係で、住所が移せないということでした。そういうことで、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の鴻莖地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の北川辺地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に　　委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（　　委員　退室）

○会長（小川達男君）　それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、現在耕作しており、今後も耕作していくため、譲渡人は、圃場が家から遠く耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思います。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、12月20日に私と高橋農業委員と新井推進委員と3人で現場確認と さんからお話を聞きまして、現地圃場は中間管理で集積になっておるところを譲受人の さんが耕作しております。譲渡人の さんは、相続する前から耕作しておらず、親戚の方に耕作をお願いしていたということです。中間管理契約後からは、譲受人の さんが耕作していて、今後も耕作していくということです。

さんは相続しましたが農業ができないため、 さんに相談したところ、売買で話がまとまり、今回の申請となりました。許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

7番の北川辺地区の審議が終了しましたので、退席している 委員の入室をお願いします。

（ 委員 入室）

◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

ということで、税の申告なんかも個人の経営ということで、なおかつ申請者の意向も個人で出したいということもあって、県のほうに確認したんですけども、この現状も、こちら問題ないと、個人経営の病院であれば、個人の申請で問題ないということで確認しておりましたので、ご審議していただいているところでございます。

以上です。

○11番（関 弘明君） 了解しました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページ及び平面図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が所有権売買による取得及び賃貸借権（20年）により土地を借り受け、貸駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、土地所有者より有効活用してほしいとの依頼があり、市内に倉庫を保有する運送事業者の駐車場として、加須インターチェンジに近いことから、大型車両の中継基地として計画したものであり、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

許可、不許可の転用目的の実現性、確実性とか、信用とか、資力とか、いろいろあると思うのですけれども、その双方を対象に許可、不許可の判断をするという形ではよろしいのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局でございます。

先ほど、ちょっと関委員さんにとって回答になるかあれですけれども、先ほど、最初、おっしゃられておりました貸駐車場につきましては、ご意見のとおり、相手方が特定されていれば、貸駐車場として転用の許可は問題ないということは、こちらも確認はしているところなんです。その中で、今回、さんが譲受人という形で申請者になっているんですが、当然、使用する方、実際使う方が誰か特定されていないといけないので、事務局のほうとしても申請書類の中でさんとさんが、実際使う方が、実際、土地の賃貸借契約が締結される状態であるというところの確認をしております。添付書類の中に賃貸借契約書の写し、案をつけていただいておりますので、事務局としては、実際、今回、当然、実際必要なかということも加味して、審査しているんですが、許可相当ということで審議をいただいているところでございます。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

確認というか、あれなんですけれども、駐車場を整備するのは不動産屋さん、したがってこの駐車場整備に関わる資金の裏づけ、それが必要だということと、それと、実際使用するのは、加須市内に倉庫を持っている運送事業者ということで、中継基地として使うという形になっていますけれども、加須市内にも倉庫があるということで、加須市の倉庫に荷物を搬入するだけであれば、あえて中継基地は必要はないのかなというふうに考えるんですけれども、そうではなくて、全国的に運送するという意味合いで中継地点で、今回の申請地を使うということであれば、そういう形式であれば問題はないのかなというふうに思うので、その辺の中継基地としての利用の仕方についてお伺いしたいということと。

それから、配置図によりますと、22台分の大型車両の駐車スペースという形になっております。22台分のスペースが必要なかどうかということ、今回の法人の車を止めるのであれば、相当の車両を保有しているというような裏づけが取れているのか。例えば、車検証の写しだとか、そういうものは提出されているのかというのを確認したいということと。

それから、他者の、個人の車を中継基地として止めるということであれば、どういう方が止めるのかという書類が出ているのかという、その辺も併せてお伺いしたいと思います。

それと、これは確認なんですけれども、参考までに確認したいのは、5条の貸駐車場の場合、譲受人になれるのが貸駐車場を業としている今回の不動産屋さんみたいなものでなくてはならないのか、それとも一般の方でも貸駐車場ということで、5条申請ができるのかどうなのか、その辺を確認したいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

まず、ちょっと幾つかあったと思うんですけれども、すみません、抜けていたら申し訳ないです。そこは補足して説明いたします。

まず、必要性というところで、市内に現在使っている実際駐車する会社の状況を、申請書類の中にも写真等、現在、使用状況、お借りしまして、事務局としても現地を確認しているんですけれども、実際、市内のちょっとインターからちょっと離れたところの市内の駐車場を利用してございまして、そこに関しては、大分びっしり駐車されていると、もう手狭というような状況は確認しております。

あとが、必要性というところで、申請書類の中でも、実際、面積に対しての台数であると思うんですけれども、大型車両で、実際、軌跡図、擦れ違いとかがあるということで、軌跡図を入れてもらって、これだけの面積が必要で、ちょっと出入りに苦慮するので、これぐらいあって、台数はこれぐらいというところの説明は代理人のほうから受けております。

資金計画については、実際の工事の見積書が添付されてございまして、実際、その事業者の金融機関の残高証明が添付されていて、その工事費を満たしているというところで確認しておりますので、事業の実現性はあるということで確認しております。

車両台数の確認なんですけど、実際、使われる事業者がどれだけ車両を保管しているか、所有しているかというところで車両一覧表をつけさせていただきまして、車種だったり、車番を、所有する車両の一覧をつけさせていただいておりますので、実際、これだけ所有していて、これだけの利用計画を適正に組んだということは確認しております。

○11番（関 弘明君） 一般の方が、5条申請で貸駐車場を申請できるかどうか、譲受人になれるかどうかというのはどうでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 今回、一般の方という話になると、ちょっと今までそういった一般の方が貸し施設をやるというのを、今すぐちょっと事例というのは思い浮かばないんですけども、当然、今回、 さんというのが会社のデータなり、謄本なりで貸し業をやっているということを確認しているので、そこは、今回の案件としては問題ないという判断をしております。

以上です。

○11番（関 弘明君） すみません、11番の関です。

すみません、いろいろ今回の話しちゃって申し訳なかったんですけども、何か機会がありましたら、個人で5条の貸駐車場が申請して譲受人になれるのかどうなのか、もし確認取れる機会がありましたら聞いていただければと思います。

いろいろ本当に時間取らせて申し訳なかったんですけども、農地の場合は3年3作ということで、ある程度縛りがあるんですけども、4条、5条で転用した場合、皆さんご存じのとおり、すぐにでも地目を雑種地に変えれば所有権移転ができるということは、そのとおりなんで、例えば、今回、不動産屋さんが譲受人になっているということで、想像で物を言ったら本当に申し訳ないんですが、不動産屋さんというのは土地を動かして何ぼみたいなのところもありますので、地目変更してすぐ転売をしたり、ほかの目的で使ったり、そういう可能性もないことはないのかなというようなことで、農業委員会として、議案に出たときは、それなりの協議をして確認を取って、質問をさせていただいたほうがいいのかなというようなことで、させていただきました。すみませんでした。

○次長（前島勝己君） ちょっと自分のほうから。

当然、転用については、事業主が申請して行いますので、この後、 が転売とかした場合には、信用がなくなりますので、次回以降の転用はできなくなるということがあります。

この時点で、そういうことはありませんかどうかと言っても、なかなか、そういうことありませんよというのは当たり前前で、なかなかその辺の判断が難しい状況がございます。

一般の方でも、貸駐車場ができるかというのは、来月に皆さんにお答えできるようにしておきますので、そんな形でよろしく願いできればと思います。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページ、土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷とするもので、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

12月18日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人で1級建築士の さん及び譲渡人の さんの5人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は の 地区で、既存集落の合間に新興住宅が隣接している地域です。この一角に譲渡人 さんの宅地があり、その東側の奥に譲受人、 さんの自己用住宅を建設するものですが、そこまでの進入路を確保するため、今回の許可申請をしたものです。

これらのことで周辺の住宅や農地及び遊休農地等に影響はないものと思われまます。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひまます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○次長（前島勝己君） それでは、1時間経過しましたので、ちょっとここで休憩を取らせていただきたいと思います。今、ちょうど3時ですので、再開は3時10分でお願ひしたいと思ひまます。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○次長（前島勝己君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

会長、よろしく申し上げます。



○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページ、土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。代理人の さんにお聞きしたところ、譲受人の さんはお子さんが2人いて、まだ小さく、幼稚園、小学校を決めるため、2人で話し合ったことで、この土地で家を建て、学校や花崎駅も近く、はなさき公園近く、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明します。

位置図1 2ページ、土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲渡人の さんは にお住まいなので、代理人の さんにお聞きしました。申請地は親が亡くなり、その土地をもらい、その後、知り合いの方が管理しておりましたが、その方が高齢になり、体力がもたないと言われて、今回、土地の売買になりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ、土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するものです。必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月16日、増川推進員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていまして。譲渡人の さんは なので、代理人の さんにお聞きしました。申請地は、花崎駅に近く、はなさき公園も近く、家族が増えたときのことを考えて、今回、この土地を買い、自己用住宅を考えています。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ、配置図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅敷とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、自宅の建て替えに際し、都市計画法の線引き、線引き昭和45年8月25日以前の航空写真より進入路として利用している部分が農地であることが分かったことから計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

12月15日、月曜日に、推進委員の清水さんと増川さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の代理人であります土地家屋調査士の さんに対応していただきました。

今回は、自己用住宅敷地、具体的には進入路を目的とした農地法第5条の追認申請です。

現地の状況ですが、追認申請ということで既にコンクリート舗装されており、侵入路として使用されておりました。

申請に至った経緯ですが、譲受人の さん、今回の申請は使用貸借権の設定でありますので、借人になりますけれども、 さんが自宅の建て替えを進めたところ、線引き前から進入路として使用していた今回の申請地が農地であることが判明し、農地法違反状態だったため、適法にすべく5条申請をすることになったそうです。

さんの住所は になっておりますが、現在、建物を取壊し中であり、 は仮住まいの住所だそうです。譲渡人の さん、今回は貸人になりますけれども、さんは、住所が になっておりますが、もともとは地元の方で、借人の さんとは親戚だそうです。今回、改めて さんに住宅敷地の一部として今回の申請地を無償で貸し付けるという申請でございます。

聞き取り結果や現地の状況は以上でございます。先ほど説明したとおり、今回の5条

申請は線引き前から既に住宅敷地の一部として使用してきたことから、原状回復することなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページ、土地利用計画図・造成計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

12月16日に、推進委員の泉津井さんと現地へ向かいました。

譲渡人の さんは留守のため、譲受人の代理の さんから話を聞いてまいりました。それによりますと、 さんは旦那さんが数年前に亡くなり、続いてまたおじいさんが亡くなったということで、農家のほうは全てやめました。それで、農機具も全部処分したということで、この土地はいつも草が出ると近所の方がトラクターでうなって管理してまいりました。なかなか管理も大変だということで、今回の売買になったそうです。許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の鴻莖地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図兼給排水計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地(1区画)及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 淨君) 5番、嶋村です。

12月11日の日に、推進委員の金子さん、それから、代理人である 土地家屋調査士、3人で現地確認をし、その後、譲渡人の さんの実家のうちにお邪魔して、お母さんが一人で住んでいるんですけども、お話を聞きました。

実家というのは、位置図の という交差点がありまして、すぐ右上、ここが さんの実家です。 さんは次男で別のところに住んでいるそうです。現地はきれいに草を刈ってありまして、管理されておりました。お母さんの話でもしばらく前から何も作ってなくて、管理が大変だとおっしゃっておりました。

今般、 さんのほうに売却すると、こういうお話でございます。以前、 さんのお宅は農家だったらしいんですけども、何十年か前にやめまして、旦那さんもなくなりまして、今は何もやっていないということでございます。

やむを得ないと判断いたしました。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

10番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、配置図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく、12月17日の日に、推進委員の金子さんと2人で現地確認をいたしました。代理人である さんには前々回に申請がありましたので、そのときに立ち会っていただきましたので、今回は電話で確認させていただきました。前々回に、今回の申請地の右を売却しておりまして、今回は、2度目です。譲渡人の さんはちょっと不在なものでお話を聞けなかったんですが、現地は、もうきれいに整地されまして、よく管理されています。既に右側はブロックがもう積まれて、造成工事に入られていました。

以前、 さんの話では、何も作っていなかったんですけども、近所の農家さんに購入して草の管理をやってもらったと。なかなか管理が大変なもので、もう売却するというお話でした。やむを得ないと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 2 番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図 2 0 ページ及び平面図、断面図 5 - 1 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(2 か月)により土地を借り受け、農地改良工事(一時転用)を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地(青地)と判断されますが、2 か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 3 番(中島利雄君) 1 3 番、中島です。

1 2 月 1 8 日に、推進委員の町田さんと 2 人で現地確認に行つてまいりました。現地で譲受人の 〃の代理人の 〃さんお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。

現地は低い土地なので、農地改良をして水はけよくして芝栽培をすることでした。そして、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の東道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図21ページ及び仮設計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(3年)により土地を借り受け、駐車場、一時転用を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地(青地)と判断されますが、3年間の一時転用であり、譲受人の工場の新築工事に伴い、既存の駐車場が使用できなくなることから、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

この案件に関しましては、3年前、一時転用の3年の許可が下りた案件でありまして、私は、勉強不足のため事務局のほうに連絡を入れまして、一時転用の更新が可能なのか、それをお聞きしました。そうしますと、真にやむを得ない場合に関しましては、最小限度の更新が認められるということなので、現地確認を行ってまいりました。

12月22日、田村推進委員と譲受人の代理であります土地調査家屋士の さん立会の下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。

工場を稼働させながらの新築工事のため、3棟のうち2棟までは完成しておりますが、もう1棟がまだ手つかずということで、今回の申請になったそうです。お話を伺って、令和10年の完成予定とのことでした。

やむを得ないかなと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番(関 弘明君) 11番の関です。

今の委員さんのお話を聞きましたら、駐車場の一時転用の更新ということでお話を伺いま

した。たしか以前、
地区の
という運送会社でやはり同じような案件が出たように記憶しています。たしか、このときは1年の契約で切れたんで、再度更新をするという申請がありまして、そのとき、私、質問させていただいたんですけれども、更新、更新という形で、どれぐらいできるのかというのを聞いたところ、そのときは、今回で、次はもう更新をしないで、次の場所を見つけますというような書類が出ていますよというお話をされたような記憶があるんですけれども、今回に関して、3年終わってまた更新という形が取れるのかどうなのか、その辺も併せて何か書類が出ているのか、その辺を確認したいと思います。

それと3年って結構長いんですけれども、1回の申請で最長で借りられる期間が3年という決まりでよろしいのかというのも併せてお聞きしたいと思います。

それと、これは間違いじゃないと思うんですけれども、使用貸借権になっていますけれども、会社がただで借りるという形のようなんですけれども、貸借権ではなくて、使用貸借で許すということで、一応、念のため確認させてください。

以上です。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

まず、権利設定の関係につきましては、使用貸借権ということで申請が上がっていますので、間違いはございません。

それと、工事の期間に関しまして、申請書に一応今回の工事計画書が添付されておりました、ご説明にもちょっとあったように、工事完了予定が令和10年10月ということで、おおむね3年で終わる計画ということで、申請添付書類の中でいただいております。

3年の取扱いにつきましては、
さんの話も出ていたところですが、一時転用の期間でして、最長3年ということで取り扱っているということで、当然、工事計画があつての最長3年という形で一時転用の延長はやむなしということで取扱いはしております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

3年が最長で結果的に6年になってしまうという形だと思うんですけれども、その辺ちょっとどうなのかなということで質問させていただきましたけれども、これでこの後はないというふうに理解をしていきたいと思います。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ、土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により、土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、隣接地を駐車場として取得しており、事業の拡張を計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

12月23日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で、譲受人の の代理人の さんにお会い、いろいろお話を伺ってまいりました。

トラックや運転手さんの駐車場が必要なため、用地拡張するとのことでした。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び現況・計画平面図、現況・計画断面図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（5か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、5か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

12月17日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、耕運され、きれいに管理されている農地でした。 さんによりますと、地主は水はけが悪いので、土地改良し、ネギを作付したいということでした。

また、工事にわたっては隣接する農地に農業倉庫、ビニールハウス、道路に支障のないよう、境界からセットバックし、施工するとのことでした。

また、隣接する地主さんには工事概要を説明し、了承を得ているということでした。このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われれますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「令和7年（12月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和7年（12月分）農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○次長（前島勝己君） すみません、事務局から、先月説明があまりうまくいかなかったので、改めて説明させていただきます。

促進計画の一番左に設定されている人の名前、これが土地所有者になります。ちょっと難しく書かれております。それから、真ん中に書かれている方、今回、ちょっと空欄になっている場合が多いんですけれども、これが中間管理機構から現在借りている人となります。ですので、現在借りている人がいなければ空欄になります。今回は、新規扱いということになります。それで10年間の貸し借りが終わって、また新たに貸借を継続した場合もここが空欄となります。最後、一番右側で、真ん中よりちょっと右側のお名前の入っている欄ですが、これが中間管理機構からこれから借りる人のお名前が入っております。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「令和7年（12月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の11ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について10件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、15ページをご参照ください。

「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、16ページをご参照ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について7件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、17ページからをご参照ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について29件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を進行のほうへお戻しします。

○次長（前島勝己君） 小川会長、議事進行、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○次長（前島勝己君） それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和7年第12回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

本日は天気が悪いので、帰りは気をつけてもらいたいというふうに思います。じゃ、よいお年をお迎えください。

閉会 午後 3時53分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年12月24日

会 長 小 川 達 男

署名委員 関 弘 明

署名委員 松 本 昇